

（仮称）障害者差別解消条例
（障害のある人もない人も共に学
び共に生きる社会を目指す小金井
市条例）の素案について

小金井市地域自立支援協議会

1 今までの経過について

- 小金井市の障害者差別解消条例は「障害のある人もない人も等しく、基本的な人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して」制定しようと、小金井市自立支援協議会において発議され、意見交換会なども行いながら、この2年間、検討されてきました。
- この10月に自立支援協議会の原案を提出しましたが、本条例は原案どおりにはなっておらず、誠に遺憾に感じているところです。
- しかしながら、協議会として、皆様にご説明すべきであると感じ、本条例内容について、順にポイントを絞りながら、解説したいと思います。

※法律の表記方式に合わせ、「しょうがい」の漢字については「障害」とさせていただきます。悪しからずご了承ください。

2 条文の内容について

前文(1)

全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。

前文(2)

2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも2014年1月に国会で批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、2013年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、2016年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も一緒に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。

私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。

2 条文の内容について

目的

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小井市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に生活を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と同しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

市の責務・市民等の責務

第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。

差別の禁止等・虐待の禁止

第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。障害を理由とした排除、身体的及び心理的な暴力や言動、放置や無作為等の行為をしてはならない。

合理的な配慮(1)

第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。
- (2) 居住する場所の確保及び居住の継続をするとき。
- (3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。
- (4) 意思疎通を図るとき又は情報通信の技術を利用しやすい環境の整備を行うとき。
- (5) 行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うとき。
- (6) 障害者の移動の支援を行うとき。

合理的な配慮(2)

- (7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。
- (8) サービスを提供するとき。
- (9) その他社会的障壁が生じているとき。

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

合理的な配慮(3)

合理的な配慮の事案 1

公共施設を利用したいのだが、車イスを使っているため出入口の段差を乗り越えることができないので、職員に手伝ってほしい。

ア 合理的な配慮

職員が段差を乗り越える手伝いをする、段差に携帯スロープをかける

イ 不当な差別的取扱い

正当な理由なく、公共施設の利用を拒む。

合理的な配慮(4)

合理的な配慮の事案 2

申込手続を行うときに、視覚障害があるため自筆では書類に記入することができないので、店員に代筆してほしい。

ア 合理的な配慮

本人の意向を確認しながら店員が代筆する。

イ 不当な差別的取扱い

正当な理由なく、申込みを拒む。

相互理解の促進・教育

第9条 市は、共生社会の実現に向けて市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

第10条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、幼児、児童、生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

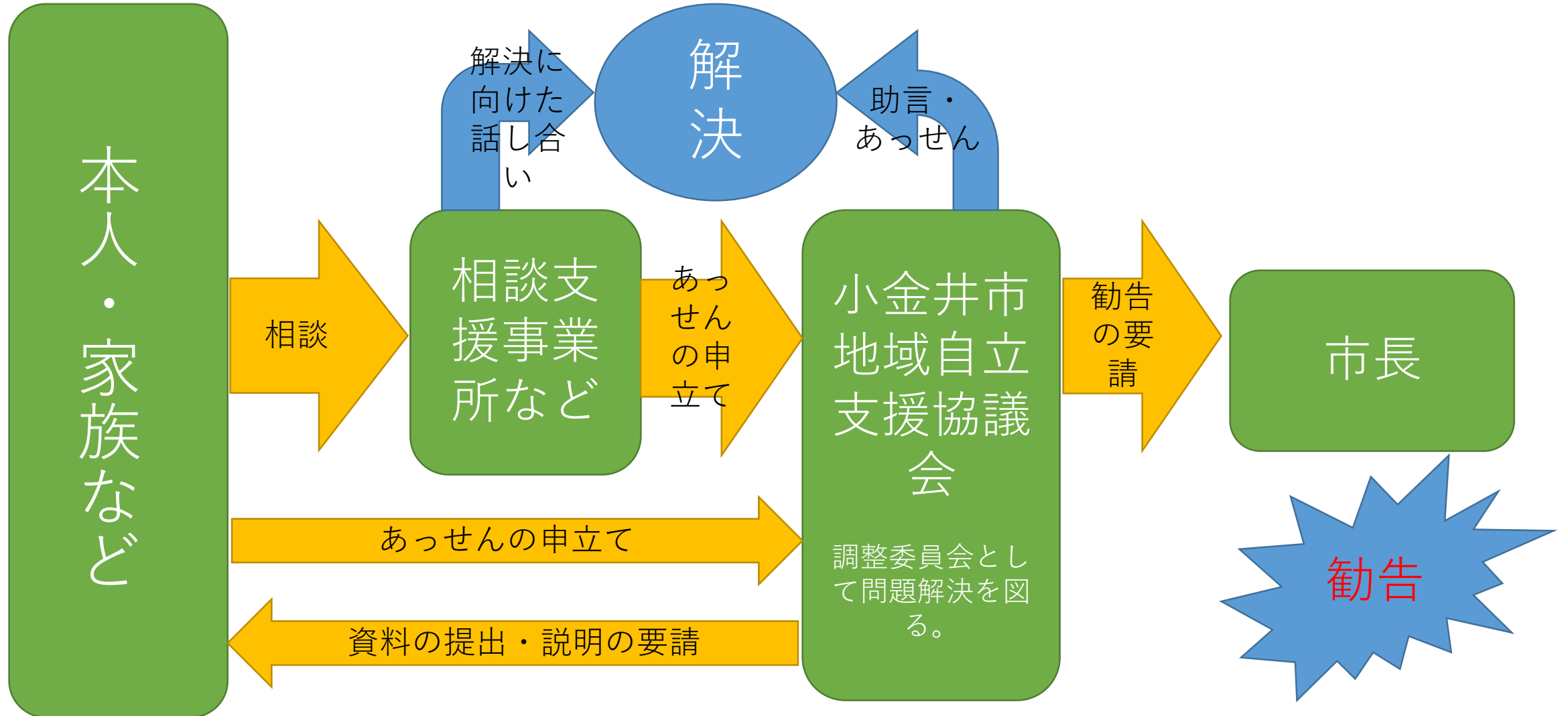
差別に該当すると思われる事案があった時の救済措置など

第11条～第15条

特定相談・助言又はあっせんの申立て・対象事案の調査・助言及びあっせん・勧告

⇒次の図を参照。

相談体制と助言・あっせんの仕組み



委任・付則（施行期日・検討）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

3 未来に向けて

協議会として、まずは小金井市の障害者差別解消条例を制定・公布していくことで、差別解消についての周知・啓発をしていきたいと考えています。

また、制定したことに満足せず、3年を目途として、施行の状況や社会情勢の推移等を勘案して、検討や必要な措置を講ずるよう協議を行っていききたいと思っています。

ご清聴
ありがとうございました。

小金井市地域自立支援協議会 委員一同